

医療費のお知らせ(医療費通知)

このお知らせは、あなたの世帯で国民健康保険に加入している方が、医療機関等の診療でかかった費用の額等をお知らせするものです。

ただし、受診を抑制するものではありませんので、健康管理には十分注意し、適正な受診に心掛けましょう。

交通事故で治療を受けるときは 国保へ届け出を!

○国保に加入している方が、交通事故など第三者の行為によってケガなどをしたときも、国保を使って治療を受けることができます。

○ただし、医療費は加害者が全額負担するのが原則ですので、国保が一時的に立て替え、あとで加害者に請求します。

○国保を使って治療を受けるときは、必ず速やかに市町の国保の窓口へ届け出をしましょう。



両端の矢印のところから、順番に2回開いてください。

〈ご案内は内側にあります。〉

2

- 1 本医療費通知は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。なお、医療費控除の対象となる支出で、本医療費通知に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。(この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。)
- 2 「医療費の総額」には、全額(自己負担相当額と保険負担額の合計)が記載されています。
- 3 「支払った医療費の額」には、自己負担相当額が記載されています。なお、「支払った医療費の額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合(公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある場合など)があります。また、医療機関等からの請求遅れのため、医療費通知に記載されていない場合があります。こうした場合には、例えば、「支払った医療費の額」欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告いただく必要があります。
- 4 医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

なんでも相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう。

かかりつけ医とは?

かかりつけ医とは、家族の日常的な診療や健康管理をしてくれる身近なお医者さんのことです。今かかっている病気やこれまでにかかった病気、何の薬を飲んでいるかなど普段からかかりつけ医に相談していれば、いざという時に適切な診断を下し、最適な診療を行ってくれます。

かかりつけ医を持つとこんなよいことがあります。

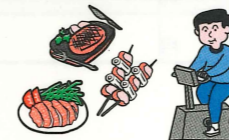
● 的確な診断と治療が
うけられます



● 入院や検査が必要なとき
適切な医療機関を
紹介してもらえます



● 健康づくりについて
相談やアドバイスを
してもらえます



● いざという時にも
すぐに対応して
もらえます



当面右側の内容は変更予定です。
詳細については、この度の入札後、落札業者と協議させていただきます。